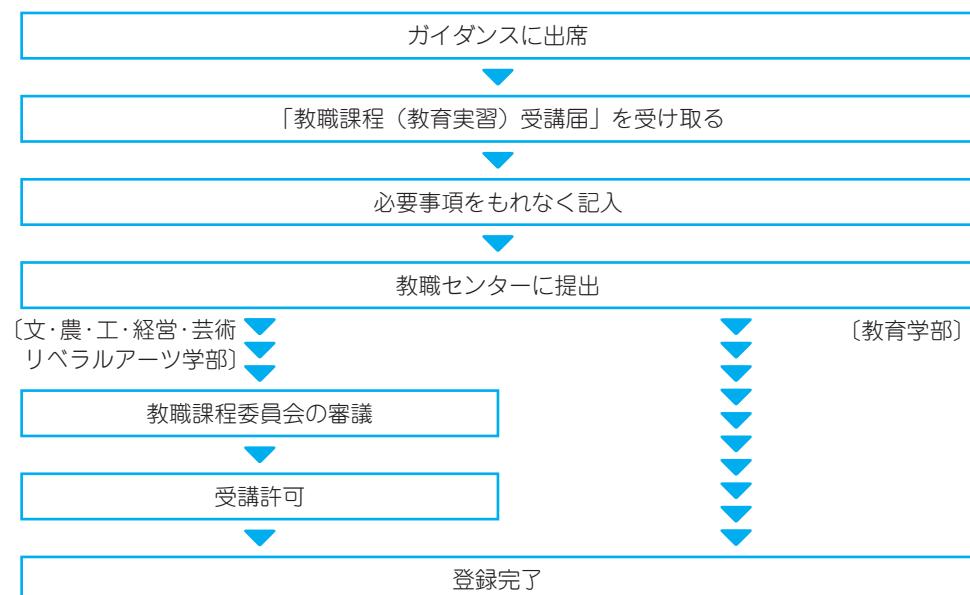


教職課程の受講

教育職員免許状を在学中に取得するためには、教職課程を受講する必要があります。教職課程の受講を登録するには、第1～2セメスターに行われるガイダンスに出席し、所定の期間内に手続きをしなければなりません。

登録の手順（1年次）



* 「受講届」の提出期限は、ガイダンス等で指示します。

教職課程の登録にあたって

- (1) 教職に就く強い意志をもって、教職課程の受講をすすめています。
 - (2) 連絡先・希望免許状等の届出事項に変更があった場合は、すみやかに教職センターに届け出ます。
 - (3) 揭示等の連絡事項に細心の注意を払い、手続き等をもれなく行います。
- 上記の事項が守れなかった場合、教育職員免許状が取得できなくても異議はありません。

教職課程の受講取消は、原則として認めません。ただし、審議により取消理由が妥当と認められた場合に限り、「教職課程（教育実習）受講取消届」の提出を認め、所定の期間内に許可します。

* 農学部教職コースでは免許状の取得が卒業要件となるため注意が必要です。

■ 取り消しの手順

所属学部教職担当教員に相談し、許可を受ける

教職センター窓口で

「教職課程（教育実習）受講取消届」を受け取る

必要事項を
もれなく記入

取消届の所定欄に
教職担当教員の承認印を受ける

教職センター
に提出

取消完了

* 提出しないと、教育実習受講料が請求されますので注意してください。